

2009年11月19日

第5回執行委員会

氏名	参加確認	氏名	参加確認	氏名	参加確認	氏名	参加確認
青木		加藤		佐藤		関谷	
岡本		岩田		米山		相方	
五十嵐		遠藤		栗林		黒澤	
小坂		小林		笹川		須永	
富澤		武藤		森		柚井	
伊東		加藤		書記局			

【日程】

- 11/18 第19回八王子公共労定期大会
- 11/19 第3回拡大闘争委員会
連合三多摩定期総会
- 11/20 人勧闘争日
職場対抗バトミントン大会
- 21～22 いちよう祭り
 - 21 青年部富士急ハイランドツアー
Peacu-8 被爆者を考える
 - 24 緊急シンポジウム「公契約を考える」
 - 26 八王子自治研究センター総会
- 27～28 自治労学校集会
 - 27 連合南多摩地区協議会定期総会
 - 28 都本部女性部定期総会

【報告事項】

- 1) 市町職連絡会書記長会議 (11/12)
- 2) 原爆資料館を支える会総会 (11/13)
- 3) 高齢者支援・共助の地域ネットワークづくりを考える集会 (11/9)

【協議事項】

1. 09賃金確定闘争

【交渉経過】

- ・ 11月4日に要求書を提出。
- ・ 11日の回答指定日に当局側から賃金改定と給与構造改革の対応について提案の考え方を示したい。

- ・ **事務折衝を開催し**

当局側は「賃金改定と給与構造改革合わせて提案したい」

組合側は「この間、労使で確認してきた東京都人事委員会の勧告の賃金改定率（官民格差）のみ議論すべきであり、給与水準の適正化（本俸△4.8%・給与構造改革）は賃金任用労使検討会の中で議論すべきである」

当局側は「給与水準についても協議させていただきたい。ラスパイレスも国を大きく上回り、世論も厳しく市民への説明責任が果たせない。賃金改定と合わせて協議したい」

組合側は「賃金改定と給与水準の見直しをセットでの協議は認められない。給与の水準についての協議は20日のストライキを背景にまとまる話でもない。再度改定率だけの提案しか選択の余地は無い」

当局側は、提案の内容について今一度検討することで事務折衝は終了した。

- ・ **11月12日再度事務折衝を行う**

当局側は「提案については東京都の改定率について提案し、給料表の配分変更や所要の調整（改定率に伴うマイナス分の調整）など事務手続きに入りたい」としました。《別紙資料1参照》

組合側は、賃金の改定率だけの提案を受けることにし、給料表の配分変更や所要の調整、一時金の期末手当と勤勉手当の配分率。また、臨職・非常勤職員の処遇改善の協議に入ることにしました。

（ここまでは第2回拡大闘争委員会で報告済み）

- ・ 11月13日当局側から改定給料表行（一）案が提示され作成の内容について協議。

■給与については、勧告率△0.35% 東京都は地域手当の配分変更（本俸△0.9%）を含め給料表を0～△1.5%の範囲で給料表作成。八王子は本俸の△0.9を除く0～△0.6%の範囲で給料表を作成。

《別紙資料2参照》

- 所要の調整については、△0.033月に圧縮

（残業・扶養・住居手当を除く・調整内容は昨年と同じ）

《別紙資料3参照》

■**期末勤勉手当については、4.5月分→4.15月分（△0.35月）**

6月期 期末手当 1.25月 12月期 期末手当 1.5月（現行1.6月）
勤勉手当 0.7月 12月期 勤勉手当 0.7月（現行0.75月）

22年度

6月期 期末手当 1.25月 12月期 期末手当 1.5月
勤勉手当 0.7月 12月期 勤勉手当 0.7月

《別紙資料4参照》

・**期末と勤勉の配分については、国と同じで勤務評価に影響を受ける勤勉手当の配分は少ない。**

・**11月16日給料表行（二）案が提示され、行（一）の配分変更の考え方に沿って作成。**

《別紙資料5参照》

・**給料表については、賃金の削減幅が少なく100円単位の配分で、号給の少ない人が多く削減される逆転現象もなく了承できる給料表となった。**

・**給与改定については、了承できるとし、給与改定は平成21年12月1日を実施日。期末・勤勉手当を含む公民格差是正分は、平成21年12月期末手当てから0.033月分を減額する。**

・**11月16日～17日に臨職・非常勤職員の処遇改善について交渉。**

・組合側は「嘱託職員の報酬の改定については行うべきではない。また、正規職員の引き下げ賃金分の原資を元に臨時職員の時間単価アップの改善をすべき」と交渉に望みました。

・当局側は「嘱託の報酬の見直しについては、この間確認してきた改定率を元に見直しをすべきだが、現在、嘱託職員の報酬の見直し協議をしているなかで整理したい。臨時職員の時間単価については2年間時間単価の見直しを行ってきた。賃金水準について他市や民間企業との均衡をはかるなかで見直しを行いたい」

・組合側は、嘱託報酬について賃金確定交渉の中では削減の考えが無いことを確認し、嘱託報酬の見直し協議の中で報酬改善をはかることとする。

また、臨時職員の時間単価についても改善に向けた議論をすることとした。

・11月18日都本部へ交渉状況と給与改定の内容について報告。妥結水準に達していることを確認。

1) 09 賃金改定交渉について

①他市の状況

《別紙資料 6 参照》

②確認書

《別紙資料 7 参照》

2) 戦術配備について

20日朝ビラ行動

3) 地域手当問題について

2. 給食管理委員制度の推進について

《別紙資料 8 参照》

3. その他

1) 事業本部の取り組みについて

いちょう祭りの参加について

《別紙資料 9 参照》

2) 水循環部の設置について提案

《別紙資料 10 参照》

3)